

申請書の記入方法について

1 障害者雇用促進企業登録申請書（第1号様式）

（1）所在地、会社名、代表者

入札参加資格審査申請書（物品・業務委託）の所在地、商号又は名称、代表者名を記入する。ただし、受任者を設置している場合は、受任者の所在地、商号又は名称、代表者名を記入する。

（2）登録年度

令和6年度とする。

（3）業種分類

卸売業、小売業、サービス業、製造業等のいずれかに○をつける。

（4）資本金

資本金等を記入する。

（5）常用労働者数

障害者雇用状況計算書（第2号様式）の④常用労働者数の合計数を記入する。

（6）障害者雇用数

障害者雇用状況計算書（第2号様式）の⑤障害者の雇用状況（エ）合計欄を合算したものの合計数を記入する。

（7）障害者雇用率

0.1パーセント未満を切り捨てた数を記入する。

2 障害者雇用状況計算書（第2号様式）

上記登録申請書(1)に記入した所在地の内容を記入する。受任者を設置している場合は、受任者の内容のみを記入する。

（1）会社・支店等名

会社・支店等名を記入する。（登録申請書（1）と同じになる。）

（2）所在地

上記（1）の所在地を記入する。（登録申請書（1）と同じになる。）

（3）障害者雇用状況算定年月

新規申請の場合は申請日の属する月から過去1年間、継続申請の場合は前年1年間（令和5年1月～12月）における障害者雇用状況算定年月を記入する。

（4）常用労働者数

次のように1年以上継続して雇用されるもので、各月初日に雇用をしている常用労働者数を記入する。ただし、雇用保険上の短時間労働被保険者（以下、「短時間労働者」という。）であるものは含まない。

（ア）雇用期間の定めのない労働者

（イ）一定期間（1ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用されるものであっても、その雇用期間が反復更新されて事実上（ア）と同様の状態にあると認められるもの

（ウ）日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて、事実上（ア）と同様の状態にあると認められるもの

（5）障害者の雇用状況

下記の区分により、障害者数を記入する。

（ア）常用労働者である障害者数

次のいずれかに該当する者を記入する。ただし、下記の（イ）、（ウ）に該当す

る者は除く。

- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級の者、7級の障害を2つ以上重複している者
- ・ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第9条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(イ) 短時間労働者である重度障害者数

次の条件に該当する短時間労働者で、重度障害者（下記の（ウ）参照）である者を記入する。

- ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること
- ・ 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること

(ウ) 常用労働者である重度障害者数

次のいずれかに該当する者を記入する。ただし、重度障害者の短時間労働者（上記（イ））は除く。

- ・ 身体障害者手帳の等級が1級又は2級の者
- ・ 療育手帳で程度が「A」とされている者
- ・ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書をもっている者
- ・ 障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された者

(エ) 合計

(ア)常用労働者である障害者数+(イ)短時間労働者である重度障害者数+((ウ)常用労働者である重度障害者数×2) で得た数値を記入する。